

令和7年5月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和7年5月総会

萩市農業委員会総会議事録

5月20日（火） 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第31号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について
議案第32号 令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について
議案第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第34号 現況確認書の交付について

○出席委員（18名）

1番	原 川 久美子	2番	横 山 喜一郎
3番	中 村 博	4番	草 野 隆 司
5番	原 田 知 美	6番	矢 次 利 典
7番	三 村 浩 一	欠席	品 川 民 雄
9番	金 子 哲 也	10番	藤 田 芳 昭
11番	長 富 繁 美	12番	岩 本 裕 子
13番	守 永 正 範	14番	鈴 川 肇
15番	大 田 忠 男	16番	中 野 恵 子
17番	大 石 博 則	18番	松 田 由美子
19番	片 岡 兼 雄		

○議事録署名委員

6番 矢 次 利 典 10番 藤 田 芳 昭

○議 事

事務局長 ただいまから、令和7年5月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、18名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。
本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長

をお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、6 番 矢次委員、10 番 藤田委員
をお願いいたします。

議 長 議案第29号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第29号第1項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る4月28日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約400mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか2筆で、地目は登記・現況ともに畑が1筆、田が2筆で、面積の合計は、3,455㎡です。

譲受人は●●●、●●●地区の●●●さんで、耕作面積は6,508.55㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、高齢となり市外在住で農業後継者もいないため、地域内で営農をされている譲受人の●●●さんへ売買により譲渡することとして打診をしておられました。

譲受人の●●●さんは、自宅からほ場までの距離が近く、容易に耕作ができ、経営規模を拡大して営農に取り組むご意向であることから、譲渡人からの申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で農業経験年数は60年で、農業従事日数は150日です。奥様が年齢●●●歳で農業経験年数

は50年、農業従事日数は200日となっております。

営農計画ですが、申請地において畑地についてはユズ等の柑橘が栽培されているため、引き続き柑橘を栽培し、田については、水稻や露地野菜等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機や草刈機など営農に必要な作業機械一式をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第13番 この件につきましては、4月28日、事務局2名、●●●委員、●●●推進委員、譲受人の●●●さんと私で現地確認を行いました。内容については、事務局の説明のとおりです。譲渡人の●●●さんは●●●在住で、お父さんが亡くなられた後は、毎週のように●●●に帰って農業をされておられましたが、年齢的に今後のことを考えて●●●さんに相談されたようです。●●●さんも、申請地は自宅から近く容易に耕作ができるため、購入を決められました。●●●さんは●●●歳ですが、息子さんが帰ってきて耕作をするということで、問題はないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の第2項は、●●●委員さんのご親族に関する案件になります。

●●●委員さんにつきましては、「議事規則第11条」の規程により、議事に参与することができません。一度退席をお願いします。

(●●●委員さん退席)

議 長 事務局は第2項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る4月30日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北へ約1.8kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに田で、面積は、3,481㎡です。

譲受人は●●●、●●●地区の●●●さんで、耕作面積は99,678.45㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、高齢となり農業後継者もいないため、申請地の隣接農地を耕作されている譲受人の●●●さんへ農地の売買について打診をしておられました。

譲受人の●●●さんは、自身の所有・耕作する農地の隣の農地であることから一体的な耕作ができ、経営規模の拡大を図るため、当該農地を取得することとして双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、認定農業者でもありますが、年齢●●●歳で農業経験年数は5年。農業従事日数は160日です。ご主人が年齢●●●歳で、農業経験年数はありませんが、農業従事日数が20日の予定です。父親が、年齢●●●歳で農業経験年数は40年、農業従事日数が300日、母親が年齢●●●歳で農業経験年数は30年、農業従事日数が200日となっております。

営農計画ですが、申請地において水稻の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター、管理機、草刈機、軽トラック、2tトラック、乗用車、田植機、コンバイン、乾燥・調整機械一式を所有され、営農に必要な機械はすべて保有され農機具倉庫で保管されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第10番 この件につきまして、4月30日、事務局から説明のあったとおり、現地の確認をいたしました。●●●さんは、タバコと水稻、野菜を作っておられますが、水稻を伸ばそうというかたちで経営規模の拡大を図っておられ、よいところがあれば購入するというので、申請地は、●●●さんの所有・耕作する農地の隣の農地であり、一体的な耕作ができることから購入を決められました。また、申請地は●●●地区でも一番よいところで、野菜を作っても、米を作ってもほとんど病気が出ない状況なので非常によいところを購入されたと思っております。これからも農業者として、ますます頑張っていられると思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

(●●●委員さん着席)

議 長 議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、第1項の説明をお願いします。

事務局

それでは第30号第1項についてご説明します。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

5月1日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東へ500mの県道沿いに位置する、第一種住居地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない、住宅地に囲まれた地域にある小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記現況とも田、面積は440㎡外1筆、合計面積2,755㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さん外1名です。

●●●から県道●●●線を北に290mほど行った、●●●の隣と裏にある農地となります。

(写真の説明7枚)

土地建物取引の免許を持つ、●●●さんが、所有者から売買の相談があり、立地条件等を考えた結果、申請地を買い受け、用途地域内で9区画の宅地分譲を行うため土地の造成を行うものです。

所有者の●●●さんは遠方に住んでおり、●●●さんも耕作ができないので、売却を考えられたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、南側に●●●外2名、及び、●●●さん所有の田がありますが、隣接農地承諾書も添付されており、特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、東側の県道から幅員4mの進入路373.01㎡を設けて、213.64㎡～327.23㎡の区画で9区画造成する計画です。

また、42.84㎡のゴミ置場も設置される計画です。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、敷地内に設置する溜枡

から新設する進入路内の側溝へ放流し、流末は水路（青線）へ放流させます。

なお、雨水放流先の水路（青線）の水利権者の承諾書も添付されており、特に問題はありません。

また、汚水は、新設する進入路を経由して法定外公共物である道路（赤線）内の公共下水道に流すため適当です。

なお、県道への出入口新設のため、縁石撤去及び車道整備（ガードパイプ撤去、緑樹帯撤去（樹木移設）、歩道用タイル変更）の「道路工事等承認申請」を萩土木建築事務所に申請中です。

併せて県道への出入口新設工事（歩道部分）が、萩市景観計画に定める占用の基準に適合している旨の「景観重要公共物（道路）における景観基準確認書」も萩市都市政策課から交付されています。

また、法定外公共物である水路（青線）及び道路（赤線）への、側溝の新設及び砂利道への変更（仮設後アスファルト舗装）の「法定外公共物占用等許可申請」については、萩市農林水産整備課に申請中です。

被害防除計画ですが、盛土を40cm～50cmで整地し、南側の宅地には既存のL型擁壁があり、残りの法面は土羽とするため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

なお、盛土を行う関係で、盛土規制法に該当しますが、申請地は、宅地造成等工事規制区域内であるため、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超に該当しますが、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えない、災害の発生のおそれがないと認められる工事であるため許可不要となっています。

また、一部、県道からの進入路部分が50cmを超えますが、面積は約40㎡であるため、許可不要となっています。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

（担当委員が挙手）

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第9番 この件につきまして、5月1日に●●●推進委員、事務局3名、私と●●●の工事担当者、社長で現地確認を行っております。この

地帯というのは、非常に開発が難しいところではありますが、特にこれから先、工事費が非常に高騰しておるなかで、宅地分譲をするというのは非常に難しいというようなことを業者の方が言っておられました。特に問題になるのは、2件の農家が隣接農地に該当するのですが、それに対して擁壁はどうかというと、先ほど事務局から説明がありましたように、40cm～50cmの高さの埋立てということで、特に擁壁等は設けないということですが、農地との間に緩衝地帯を設けるということで、崩れても影響がないような配慮はしているというような説明を受けております。そういったことで、隣接等の農地に関する影響等も配慮されているということで、問題はないものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(●●●委員が挙手)

議 長 はい。●●●委員。

第15番 一点だけ教えてほしいのですが、中ほどにある法定外公共物の道路水路がございますが、進入路そのものが約50cm埋めるということでしたが、法定外公共物等の取付道路の高さが縦断の図面がないのでよくわからないのですが、高低差ができるのであれば農道にすりつけるものが必要になってくるのではないかとと思われるのですが、そのへんはどのようなのですか。

事 務 局 断面がないのでわからないのですが、先ほどの写真からですが、ちょっと下がっていく感じで、ここはそのまま0のはずです。舗装だけにすると聞いております。

第15番 では、道路の高さと、今回つく進入路の高さが一緒になるということですか。下げないと段差ができますよ。

事 務 局 一番低いところが50cmなので、40cm～50cm上げるとのことなので、ここはほとんど同レベルのはずです。
 ここを高くしてしまうと、農道が死んでしまいますので。

第15番 そこがちょっと聞きたかったもので、はい。わかりました。

議 長 ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第31号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第31号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を説明いたします。

農地中間管理事業による利用権設定について、農地中間管理事業法第19条第2項に基づく農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理機構からの計画案作成協力に基づいて市町が農用地利用促進計画（案）を作成し、農地中間管理機構へ提出することとなります。この作成された、農用地利用集積等促進計画（案）については、機構法第19条第3項により農業委員会の意見を聴取するものとなることから、計画（案）について意見を問うものです。

このたびの農用地利用集積等促進計画（案）ですが、農地中間管理事業の一括方式により、6月1日付けで新規契約を行うものを上程するものです。

それでは、促進計画（案）に係る利用権設定状況についてご説明申し上げます。

議案書の6ページのとりまとめ表をご覧ください。

令和7年6月1日に利用権設定されるものは、川上地域と旭地域を除く市内各地域において新規設定がございまして、件数は14件、筆数が75筆、地目が田の面積合計は66,982㎡、地目が畑の面積合計が43,212㎡、全体の面積合計は110,194㎡になります。

次のページ以降に地域ごとの促進計画（案）の内容を記載しております。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第31号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第31号は原案のとおり承認いたします。

議長 議案第32号「令和7年度最適化活動の目標の設定(案)について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第32号「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)」についてご説明します。

本議案につきましては、令和7年3月総会で決定いただいた目標について、3月総会時点では令和6年度末の集積面積や遊休農地面積等が確定しておらず、暫定値での設定であったものについて、このたび、集積面積等の修正を行い、改めて目標の設定を行うものがございます。

それでは、議案の15ページからご覧ください。15ページ、2の農家・農地等の概要でございますが、認定農業者について、172から168へ、基本構想水準到達者について、70から101に、認定新規就農者について、15から4に、農業参入法人について、6から5に修正しています。

つづきまして、16ページの1、最適化活動の成果目標でございますが、(1)農地の集積の①は現状で、3月総会時にこれまでの集積面積が1,655ha、集積率39.8%であったものを、集積面積1,713ha、集積率41.2%に修正いたします。

担い手への集積面積の修正に伴い、②の目標について、今年度の新規集積面積を1,200haに修正します。

次に、(2)遊休農地の解消の①は現状で、3月総会時は1号遊休農地の面積が34haであったものを25haに修正します。このうち、草刈り等で直ちに耕作可能な緑区分の遊休農地が21haであったものを16haに、大型機械等で基盤整備を行えば耕作可能な黄区分の遊休農地が13haであったものを9haに修正します。緑区分の遊休農地が5ha減少、黄区分の遊休農地が4haの減少

となりました。

また、17ページについて修正はございません。こちらの目標につきましては、ご承認いただきましたら、市のホームページ等で公表することとなります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第32号は原案のとおり決定といたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第33号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 議案第33号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。

議案書の19ページをご覧ください。

本日は、6件の合意解約が提出されております。

第1項及び第2項は農地中間管理事業の合意解約になり、関連がありますので一括して説明いたします。

対象農地は、●●●ほか1筆で、地目は登記、現況ともに田で面積の合計は2,608㎡です。賃借人は、●●●の●●●さんで、やまぐち農林振興公社を介した貸借で、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は、別の担い手が耕作されます。

続いて、第3項は農地中間管理事業の受け手の変更に伴う合意解約になります。対象農地は、●●●ほか7筆で、地目は登記、現況ともにすべて田で、面積の合計は16,965㎡です。賃借人は、●●●の●●●さんで、解約後は●●●さんの娘さんが新たな受け手となり耕作を継続なされます。

続いて、第4項、第5項及び第6項は農地中間管理事業の合意解

約で●●●地区の●●●が公社を介して、第5項及び第6項の賃貸人から利用権設定を行っていましたが、別の担い手が耕作することとなり合意解約に至ったものです。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 ●●●委員、娘さんに譲ってお父さんは引退ですか。そんなことはないですね。いままでも娘さんの名前で出ておったけど、娘さんの方が主体でやられるのですか。

第 5 番 はい。そうです。

議 長 頼もしいですね。

議 長 それでは、特に発言がないようですので、以上で議案第33号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議 長 議案第34号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第34号第1項について説明いたします。議案は21ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

5月1日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、「●●●」から北に750mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は261㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、●●●の●●●地区というところで、市道●●●線沿いにある農地です。

申立てによると、申請地は、父親が隣接地●●●にお住まいの方に、平成5年頃から通路及び駐車場として貸しており、30年以上耕作していないとのことです。

本調査によると、申請地は、真砂土で整地された、通路及び駐車場として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、

非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第2項について説明いたします。

4月28日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、「●●●」から南西に1.5km(●●●)及び3.1km(●●●)に位置する、●●●、登記地目は田、面積は1,188㎡外6筆で合計面積は4,435㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、●●●の●●●手前から市道●●●線を経由し林道●●●沿いにあるのが、●●●で、国道●●●号線の●●●の●●●の先にあるのが●●●です。

申立てによると、申請地7筆は、先代から相続した農地であるが、直近20年以上耕作しておらず、●●●6筆は、時期は分からないが植林されており、●●●は長年にわたり耕作しておらず荒廃しているとのことです。

本調査によると、申請地●●●は、50年生位のヒノキが、残りの5筆はスギが植えられており、●●●は雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。以上、報告します。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第34号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時15分 閉会